

事項	5全総・国土利用計画要旨	基本政策部会要旨	現状と課題
<p>2. 森林管理の状況と管理主体の動向</p> <p>(森林管理の現状)</p> <p>(森林管理の取組状況)</p>	<p>・近年、林業と木材産業の停滞、森林管理の担い手の減少と高齢化、それらにともなう森林の管理水準の低下がみられるなど、旧来の森林管理の仕組みが十分に機能しなくなっている。</p> <p>・自然災害や湧水等に関する高まりにつれて上流等の森林にも着目されるようになるとともに、自然環境や生活環境の保全、交流の場としての利用や、保健的、文化的、教育的な利用等への要請、さらには森林づくりに参加したいという要請が高まっている。</p> <p>・国民参加の森林づくりを推進するとともに、上流と下流の協力を促進するなど、森林管理の多様な展開を図る。</p> <p>・現状の森林構成や森林への要請を把握した上で、複層状態の森林の整備等水土保全機能の高い森林を整備する。多様な生態系の保全とそのネットワーク化等美しく健全で親しみのある森林を整備する。再生産可能な森林資源の持続的利用のため、高度な循環利用が可能な森林を整備する。</p> <p>・森林の管理等に欠かせない林道等路網の整備を推進するとともに、保安林については、治山施設の整備等により、機能の維持・強化を図る。</p>		<p>・我が国の森林の約55%は私有林であり、保有規模1～10haの小規模な層が森林全体の2割近くを保有</p> <p>・山林保有の意向調査によると、保有している山林の境界が不明確であるとしている林家は、小規模所有の不在村林家で5割程度</p> <p>・「縮小・撤退」と回答したものは保有規模にかかわらず1割程度おり、そのうち5割近い所有者が山林を放置する意向</p> <p>・愛媛県調査によれば、放置森林は間伐の対象年齢に関係なく私有林の約2～3割程度</p> <p>・林業就業者数の推移を1960年からの40年間で見ると大幅に減少(85%減)している。林野庁では、2005年の林業就業者の確保の目標を6万人としている。また新規就業者は近年増加傾向。</p> <p>・日本の森林面積、森林率をヨーロッパ諸国と比較すると、北欧のスウェーデンやフィンランドと同程度で高い部類に属する。</p> <p>・林業就業者当たりの森林面積を見ると、森林面積・森林率が同程度のスウェーデンの1/3程度。</p> <p>・森林の整備が十分に行われない状況は、森林の持つ多面的機能の発揮に支障をきたす。例えば、必要な時期に間伐が行われなければ、過密な状態で樹木の生育が抑制され、幹や根を十分に発達させることができず、モヤシ状の細い木が密生した森林になり、森林内に差し込む日光が遮られることから、下草が消え容易に土壌が流れ出してしまう。雪害、風害等に弱く、災害を受けやすい。生物の多様性が失われる。生産力が低く、資源として有効利用できない。等の問題が生じる。</p> <p>(地球温暖化防止と森林管理)</p> <p>・京都議定書において我が国に認められた森林による炭素吸収量の上限值は3.9%(1,300万炭素t)。</p> <p>・算定対象となる森林は、新規植林、再植林、森林経営が行われた森林であるが、我が国では が太宗を占める。</p> <p>・現状の森林整備量で推移した場合の吸収量は2.9%程度にとどまると試算。</p> <p>(地域別の二酸化炭素吸収量)</p> <p>・岐阜県の試算によると、二酸化炭素の吸収に貢献している地域は、北海道をはじめとした北日本や長野県などの甲信越、及び南九州など。</p> <p>(森林の保全)</p> <p>・保安林面積は、約9百万haであり、1980年から2000年までの20年間で2割以上増加。保安林の約67%が水源かん養保安林、約22%が土砂流出防備保安林。</p> <p>・保安林種ごとの民有林・国有林の割合は、水源かん養保安林については主に奥山に位置する国有林の割合が高く、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林については、主に里山に位置する民有林の割合が高い。</p> <p>(生物多様性の保全と森林管理)</p> <p>・国有林野を管理する各森林管理局では、生物多様性の保全を推進するため、保護林を連結する「緑の回廊」を設定しており、平成15年4月現在、全国で17箇所国有林で「緑の回廊」を設定。</p>
<p>3. 海洋・沿岸域の管理</p> <p>(海洋・沿岸域の現状)</p> <p>(沿岸域圏の総合的な計画と管理の推進)</p>	<p>・水産資源の持続的かつ高度な利用、鉱物資源や海洋エネルギー等の調査、開発を推進する。</p> <p>・沿岸域では、自然の持つ循環、復元性、多様性が劣化し、海岸侵食、多様な生物の産卵・生育に重要な場の減少等の問題が生じており、その特性を踏まえた人間と自然が良好に関わる美しく健全な沿岸域環境の復元・創造を図る。</p> <p>・地方公共団体が主体となり、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進するため、国は、計画策定指針を明らかにし、地方公共団体を支援する。</p>	<p>・沿岸域圏の環境保全等の課題に対しては広域的な視点での取組が求められる。これらの場合の圏域については、地域の実情等に応じて柔軟に設定される必要がある。</p>	<p>・海洋域には、メタンハイドレート等の大量の資源が分布しており、開発・利用に向けた技術開発等が進められている。</p> <p>・海洋深層水の取水施設は、現在計画中の施設を含めて全国的に分布しており、地域における新たな産業として有望視されている。</p> <p>・海域における水質基準の達成率は、依然として大きく改善される傾向が見られず、特に閉鎖性海域では達成率が低い。</p> <p>・干潟の面積は、1945年と比較して約38%減少している。サンゴ礁海域及び藻場については、近年においても減少傾向が見られる。</p> <p>・海岸(汀線)は自然海岸が減少し、半自然海岸や人工海岸が増加する傾向が見られる。</p> <p>・全国の大部分の海岸では、汀線後退による浸食が進んでいる。</p> <p>・昭和53年(1978)からの15年間の海岸侵食の速度(160ha/年)は、明治からの約70年間の速度(72ha/年)と比較して2倍強に進行している。</p> <p>・現状の沿岸域では、自然環境、利用、防災という3つの要素がそれぞれ関係し合う中で生じており、このため、総合的な視点に立った沿岸域管理が必要である。</p> <p>・アンケート結果によると、我が国の沿岸域では漂着物、海岸侵食、海辺の自然環境、レジャーボートの利用等多くの問題が発生している。</p> <p>・沿岸域に総合的な管理については、国が2000年に「沿岸域圏総合管理計画策定のため指針」を策定し、地方自治体による計画策定を支援している。</p>